

○外務省告示第百三十八号

令和四年三月十九日にニューデリーで、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定附属書二の改正に関する日本国政府とインド共和国政府との間の外交上の公文の交換がインド共和国政府との間に行われた。

令和四年四月一日

(日本側書簡)

外務大臣 林 芳正

書簡をもって啓上いたします。本使は、二十二年二月十六日に東京で署名された日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定(以下「協定」という)第百四十五条3(b)の規定に言及する光榮を有します。

本使は、更に、協定附属書二第二編第一部中、

「第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

○三・〇一〇三・〇七 締約国において完全に得られるものであること。」

締約国において完全に得られるものであること。」

「第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

○三〇一・一〇一〇三〇四・九二

締約国において完全に得られるものであること。」

○三〇四・九九

○三〇五・一〇一〇三〇七・九九

締約国において完全に得られるものであること。」

本使は、更に、前記の提案がインド共和国政府により受諾し得るものであるときは、この書簡及びその受諾を確認する閣下の返簡が日本国とインド共和国との間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡を受領した後十六日目の日に効力を生ずることを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二十二年三月十九日にニューデリーで

インド共和国駐在

日本国特命全權大使 鈴木哲

インド商工省商務次官

B・V・R・スプラマニヤム閣下

(インド側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(日本側書簡)

本官は、更に、前記の日本国政府の提案がインド共和国政府にとって受諾し得るものであることをインド共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がインド共和国と日本国との間の合意を構成することに同意する光榮を有します。これらの書簡の交換により合意された改正は、閣下がこの返簡を受領した後十六日目の日に効力を生じます。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二十二年三月十九日にニューデリーで

インド商工省商務次官

B・V・R・スプラマニヤム

インド共和国駐在

日本国特命全權大使 鈴木哲閣下

○外務省告示第百三十九号

令和四年二月二十二日にリロングウエで、テザニ水力発電所増設計画のための贈与に関する平成二十七年三月十八日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

1 内容 贈与の限度額を「五十八億二千二百万円」に改める。

2 署名者

日 本 側 岩切敏在マラウイ大使

マラウイ側 ソステン・アルフレッド・グウエングウエ財務・経済大臣

令和四年四月一日

外務大臣 林 芳正

○厚生労働省告示第百四十六号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十七条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する医療機関勤務環境評価センターについて次に掲げる法人を指定したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年四月一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

法人名	住所	事務所所在地
公益社団法人日本医師会	東京都文京区本駒込二丁目二十八番十六号	東京都文京区本駒込二丁目二十八番十六号

○農林水産省告示第六百七十四号

野菜生産出荷安定法施行規則(昭和四十一年農林省令第三十六号)第八条の規定に基づき、平成十五年十月一日農林水産省告示第五百三十五号(野菜生産出荷安定法施行規則第八条の規定に基づき、農林水産大臣が定める野菜を定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年四月一日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
ししとうがらし(高知県の区域内で生産されるものに限る。)、わけぎ(広島県の区域内で生産されるものに限る。)、らっきょう(鳥取県、宮崎県及び鹿児島県の区域内で生産されるものに限る。)、にがうり(群馬県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。)、オクラ(高知県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。)、及びみょうが(高知県の区域内で生産されるものに限る。)	ししとうがらし(高知県の区域内で生産されるものに限る。)、わけぎ(広島県の区域内で生産されるものに限る。)、らっきょう(鳥取県、宮崎県及び鹿児島県の区域内で生産されるものに限る。)、にがうり(熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。)、オクラ(高知県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。)、及びみょうが(高知県の区域内で生産されるものに限る。)

○経済産業省告示第八十九号

産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第百三十三条を実施するため、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び認定支援機関が講ずべき支援措置に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年四月一日

経済産業大臣 萩生田光一